

## 参考資料 1 伏古本町・札幌地区の児童会館について

### 1 各児童会館の施設概要

項目	伏古児童会館	東苗穂児童会館
所在地	東) 伏古 10 条 3 丁目	東) 東苗穂 5 条 2 丁目
開館年月 (しゅん工年月)	昭和 52 年 (1977 年) 11 月	平成 5 年 (1993 年) 12 月
敷地面積	1,037.00 m <sup>2</sup>	1,344.60 m <sup>2</sup>
建物面積	398.52 m <sup>2</sup>	480.52 m <sup>2</sup>
建物種別	木造モルタル平屋建	木造平屋建
施設の主な内容	体育室 184.68 m <sup>2</sup> クラブ室 32.40 m <sup>2</sup> 遊戯室 (図書コーナー含) 76.14 m <sup>2</sup> 事務室その他 105.3 m <sup>2</sup>	体育室 188.26 m <sup>2</sup> クラブ室 43.33 m <sup>2</sup> プレイルーム 90.48 m <sup>2</sup> 図書室 40.09 m <sup>2</sup> 事務室その他 118.36 m <sup>2</sup>
耐震基準	旧耐震基準	新耐震基準
築年数 (R6 年 4 月現在)	46 年	30 年

### 2 建築物の耐用年数と耐震基準

#### ○木造建築物の耐用年数について

- ・木造建築物の耐用年数：45 年

(平成 30 年 2 月策定 札幌市市有建築物保全計画)

⇒耐用年数自体は「使用年数の目安」であり「寿命」ではないが、耐用年数を大きく超えて使用するとなると、改修等の保全工事が必要となる場合有。

※伏古児童会館は令和 4 年度に建物劣化診断を実施。当面の利用は可能であることを確認済。

#### ○昭和 56 年の建築基準法改正以前・以後に建築された建物（旧耐震・新耐震）

- ・旧耐震基準：震度 5 程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで使用可能な構造基準
- ・新耐震基準：震度 6 強、7 程度の地震でも倒壊しないような構造基準

⇒旧耐震基準の建物自体は違法ではなく、現在の法律には合致しない「既存不適格」の状態。